

船舶事故調査報告書

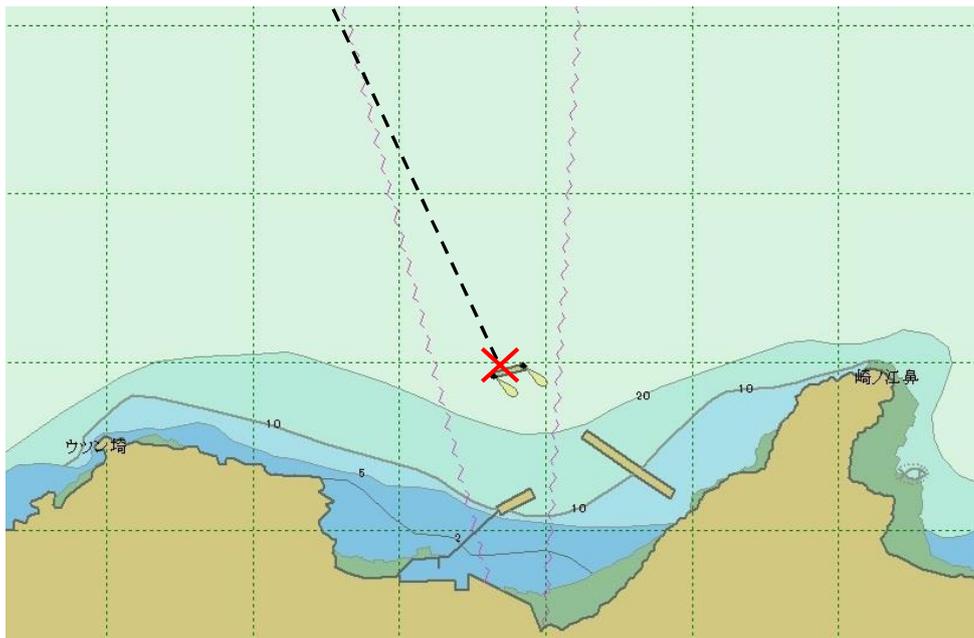
令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和5年6月25日 04時00分ごろ
発生場所	鹿児島県三島村竹島港 薩摩硫黄島灯台から真方位074° 7.8海里付近 （概位 北緯30° 49.2′ 東経130° 25.2′）
事故の概要	漁船第三十三昌徳丸は、南進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和6年3月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十三昌徳丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-3851（漁船登録番号）、有限会社昌徳丸
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部に破損 防波堤 擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、竹島港に入港する目的で、約5ノットの対地速力で手動操舵により南進した。</p> <p>本船は、船長が、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船首甲板の作業灯を点灯したまま探照灯のスイッチを入れ、操舵室に立って目視により見張りを行いながら航行していたところ、竹島港の沖防波堤（以下「本件防波堤」という。）に衝突した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p> <p>船長は、本件防波堤の存在を知っており、探照灯を点灯して本件防波堤に接近すれば視認できると思い、目視のみで見張りを行っていたが、探照灯が故障により点灯していないことに気付かなかったため、本件防波堤が視認できず、本件防波堤まではまだ距離があると思っただけのまま航行を続けていた。</p> <p>船長は、本件防波堤の両端には標識灯がそれぞれ設置されていることを知っていたが、船首甲板の作業灯を点灯していたので、同灯の明るさにより同標識灯に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、夜間、竹島港に向けて南進中、船長が、目視のみで航行を続けたことから、本件防波堤に接近していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、探照灯のスイッチを入れたので本件防波堤に接近すれば視認できると思い目視のみで航行を続けたが、探照灯が故障により点灯</p>

	<p>していなかったことと、船首甲板の作業灯を点灯していたことによる明るさから本件防波堤の両端に設置された標識灯が視認できず、本件防波堤まではまだ距離があると思ったまま航行を続けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、竹島港に向けて南進中、船長が、目視のみで航行を続けたため、本件防波堤に接近していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間航行中は、目視のみに頼ることなくレーダー等で適切に周囲の見張りを行うこと。 ・ 船長は、夜間の航行に当たっては、見張りの支障となる照明等を消灯すること。 ・ 船長は、夜間の航行に当たっては、出航前に探照灯の点検を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図（new pec）使用